

令和7年度

定例監査及び行政監査報告

うるま市監査委員



う監第359001号

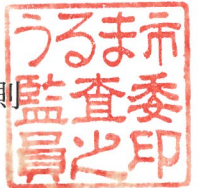
令和8年3月25日

うるま市長 中村 正人 様

うるま市監査委員 沢紙 孝盛



うるま市監査委員 豊濱 光則



うるま市監査委員 佐久田 悟



定例監査及び行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

なお、この結果に基づき又はこの結果を参考として、関係機関において措置を講じたときは、同法同条第14項の規定により、その旨を通知することになっております。

定例監査及び行政監査の結果に関する報告

第1 監査の対象とした部課等

- (1) 総務部 …… 総務政策課、契約検査課
- (2) 財務部 …… 財務政策課、納税課
- (3) 福祉部 …… 福祉政策課、保護課、障がい福祉課
- (4) 市民生活部 …… 市民協働政策課
- (5) 経済産業部 …… 産業政策課
- (6) 水道部 …… 水道政策課、経理課、営業課、工務課、下水道課
- (7) 消防本部 …… 消防政策課、予防課、警防課
- (8) 社会教育部 …… 文化財課、図書館、生涯学習文化振興センター
- (9) 学校教育部 …… 学校生活応援課
- (10) その他 …… 会計課 以上 22 課

第2 監査期間及び対象年度

- 1 期間 : 令和7年10月6日～令和8年3月6日
- 2 対象年度 : 令和6年度

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性

第4 監査の方法

定例監査及び行政監査は、うるま市監査基準（令和2年監査委員告示第7号）に準拠し、提出された監査資料を、前項の着眼点に基づき証憑突合、分析、質問等の手法により監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果は、地方自治法第199条第9項に基づき、次に掲げるとおり報告する。なお、軽微な事項については口頭にて指摘し改善を促したので省略する。**監査結果に対し改善等の措置を講じた**ときは、同条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知するものとされていることから適切に対応していただきたい。

1 全体意見

①年度開始前後の契約行為について

今回の監査でも、例年同様に契約事務に関する不備が多く見受けられた。特に長期継続契約の手続や債務負担行為の設定に関するもので、具体的には見積徴取依頼、予定価格の設定（予定価格調書作成を含む）及び契約締結に係る起案時期や契約締結日について、適正に運用されていないケースが目立った。

所属長にあっては、新年度予算執行に係る上記事項の一連の契約行為について、契約検査課から発出されている「年度開始前後の契約事務整理」を確認しつつ、年度開始前に当該手続きの起案が回付される場合には、「長期継続契約」に基づく内容か、又は「債務負担行為」の設定がなされているか留意し、適切な事務執行に努めていただきたい。以上までについては、入札参加資格者登録名簿の2年毎の更新時期にも関連し、新年度において登録のない事業者と契約を締結する等、不適切な事務執行となることも想定されるもので、特に注意が必要である。

【保護課、市民協働政策課、消防本部、図書館、生涯学習文化振興センター】

②収受した見積書の日付、受付印のないもの

事業者から提出された見積書に日付や受付印がなく、受理年月日の確認ができないものが見受けられた。見積書作成日付や受付けた日付は、見積書が期限内に提出されたかを確認する上で重要な証拠となるものである。契約事務については、透明性・公平性の観点からも、日付の明記された見積書を受理すること、受付印を押印することを徹底していただきたい。

【財務政策課、納税課、産業政策課、水道政策課、下水道課、学校生活応援課、会計課】

③出張に係る復命書について

「うるま市事務決裁規程」では、出張命令及び復命に対する決裁権者は同一となっているにも関わらず、復命書に対する決裁において、副市長又は部長まで回付すべきものが部長又は課長までの回付とされ規程とは異なる処理がなされているケースがあった。

また、「うるま市職員服務規程第11条」では、帰庁後、速やかに報告することとなっているが、復命書作成日が帰庁から3ヶ月経過しているケースがあった。規程に基づく事務の執行を徹底していただきたい。

【保護課、市民協働政策課、消防本部、生涯学習文化振興センター】

④時間外勤務について

今回の監査でも、一部の職員について、時間外勤務の状況に偏りが見受けられた。令和3年11月に施行された「うるま市職員の時間外勤務に関する規程」や令和6年4月15日付けうるま市衛生委員会発出の「過重労働による健康障害の防止について」の趣旨を踏まえ、引き続き職員の健康に配慮した勤務の改善、業務の平準化及び効率化を図り、時間外勤務の縮減に取り組んでいただきたい。

【総務政策課、財務政策課、福祉政策課、保護課、障がい福祉課、市民協働政策課、産業政策課、経理課、営業課、下水道課、文化財課、学校生活応援課、会計課】

⑤切手の管理について

全体的にエクセル管理が進んでおり、運用上の課題はあるものの業務効率化やペーパーレス化が推進されている印象を受けた。しかしながら、切手受払簿への記入漏れ、月締めの確認漏れ等が散見される状況や年度末での大量購入等も見受けられた。切手については、現金と同様であるという認識を持ち、予算執行を含め管理を徹底していただきたい。

【契約検査課、納税課、水道政策課、営業課、下水道課、学校生活応援課】

⑥備品登録について

「うるま市物品会計規則第22条第2項 課長は、次に掲げる台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない」となっているが、購入した備品の登録が行われていないものが見受けられた。

旧財務システムでは、備品購入伝票の起票時には、備品の登録を行った後、支出伝票が作成できる仕様となっていたため、備品の登録は必然的に行われていた。しかし、新財務システムでは、備品登録せずに支出伝票が作成できる仕様になっているため、備品登録が行われていないケースが見受けられた。納品時には、備品登録を行い、支出伝票に「備品登録済」と記載する等、適正な備品管理に努めていただきたい。

【総務政策課、生涯学習文化振興センター、学校生活応援課】

2 部課別事項

【総務部】

○ 総務政策課

全体意見④⑥を参照

○ 契約検査課

全体意見⑤を参照

【財務部】

○ 財務政策課

ア 全体意見②④を参照

イ 公金窓口収納事務取扱料金に関する契約において、前回の契約（令和2年度～令和5年度が対象）の際には、次回契約更新時に関係課と協議を行い契約担当課を決定するとされていたが、協議も行われず、令和6年度は当該契約自体を失念し、契約の無い状態で支払いが行われており、著しく不適切な状況があった。令和7年度から令和10年度までを対象とした新規の契約についても、関係課と協議も無いまま財務政策課で契約手続きが行われている。当該契約については、予算の所管課も異なることから、合議先となっている関係各課と協議のうえ、早急に事務の執行体制の改善を図り、徹底した再発防止に努めていただきたい。

ウ 債権管理条例について、条例の所管部署として債権管理に係る適切な事務の執行及び周知に努めていただきたい。

エ 施設等の使用料の減免について、前回指摘事項に対する措置として報告のあった事項が実施されていない。現状、喫緊の課題であると説明のあった物価高騰に伴う公共施設使用料の改定等の作業と合わせ、改めて担当部署を定めることも検討しつつ「受益者負担の適正化に関する基本方針（令和元年8月30日行政改革推進本部決定）」を踏まえた当該使用料の「減免」に対する市の方針を明確に定めるべきである。

○ 納税課

ア 全体意見②⑤を参照

イ コンビニエンスストア等収納事務委託契約において、契約期間の自動更新条項を定めている事例が見受けられた。予算を単年度主義としている地方公共団体においては、終期を定めずに後年度予算の裏付けのない支払いを約束する自動更新条項の定めた契約は不相当である。

【福祉部】

○ 福祉政策課

ア 全体意見④を参照

イ ボランティア事業補助金

事業費内訳の中で、車両リースとは別に同車両の車検費が令和7年2月に支出されていた。補助対象期間は、令和6年4月1日～令和7年3月31日であるのに対し、車検の有効期間は、令和7年1月24日～令和9年2月2日となっており、補助対象外となる期間が含まれていた。車検代を含む車両リース契約とする等、改めていただきたい。

○ 保護課

ア 全体意見③④を参照

イ 「生活保護システム保守管理委託契約」及び「生活保護システム使用契約」は、長期継続契約として前年度から事務手続が行われているが、契約締結日は令和6年4月1日となっていた。 ※全体意見①に関連

ウ 「生活保護ケースワーカー AI 支援サービス WAISE」使用契約、他3件において、債務負担行為の設定がなく、長期継続契約での手続きもなされないまま、前年度から当該サービスの事務手続が行われていた。 ※全体意見①に関連

○ 障がい福祉課

ア 全体意見④を参照

イ 「障害者福祉団体事業運営補助金」の実績報告書〔歳入歳出決算書〕において、補助対象経費に充当した補助金の内容が確認できなかった。団体は、補助金以外の会費や寄附金等の収入もあるため、補助対象経費に充当した補助金額を明確に区分していただきたい。

【市民生活部】

○ 市民協働政策課

ア 全体意見①④を参照

イ 「うるま市職員服務規程第11条」では、帰庁後、速やかに報告することとなっているが、復命書作成日が帰庁から3ヶ月経過しているケースが見受けられた。規程に基づく事務の執行を徹底していただきたい。 ※全体意見③に関連

ウ 令和6年度に交付した「交通安全推進協議会補助金」について、実績報告書の歳出決算額は842,094円であるのに対し、補助金確定額は1,040,000円となっていた。差額の197,906円については、翌年度事業が4月から開始されるため翌年度の補助金が交付される6月までの運営資金として繰越を行っている旨の説明があった。補助金は、その年度の予算の範囲内で、目的に応じ必要な金額（当該年度末までに履行が確認できた経費）について交付すべきで、余剰金をその翌年度以降の事業活動等（未だ履行していない経費）に充当することは不適切であり、当該余剰金は、戻入処理又は返還処理が必要と考える。

翌年度に必要な資金は、年度始めの早い時期に補助金交付申請を促す等、補助金交付に必要な手続きを迅速に行えば、補助団体の活動に支障を来すことは少ないと考える。補助金交付要綱の見直しも含め適切な予算執行に努められたい。

【経済産業部】

○ 産業政策課

ア 全体意見②④を参照

イ 建物賃貸借契約書〔サテライトオフィス〕の長期継続契約について、契約期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとしながら、「本契約の賃貸借期間が満了する30日前迄に、甲または乙から何等の申し出がないときは、この契約は賃貸借期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとする。」といった自動更新条項が設けられ、令和6年度分については、契約書の作成がなされていなかった。

この場合、長期継続契約で更新できる期間を1年間としているため、後年度予算（令和6年度分）の裏付けは、必要ないものとも考えられるが、当初から2年間を対象とした契約締結が妥当である。

契約書は、当事者双方の合意内容を明確にし、法的拘束力を持たせるための重要な書類である。トラブル防止の観点からも、適切な契約書の作成に努めていただきたい。

【水道部】

○ 全 般

研修等に係る旅行命令簿において、精算額〔金額・年月日〕の記入漏れが散見された。公営事業会計と一般会計との会計処理の相違が要因と考えるが、「うるま市職員の旅費に関する条例」に基づいた適正な書類整理に努めていただきたい。

○ 水道政策課

全体意見②⑤を参照

○ 経 理 課

全体意見④を参照

○ 工 務 課

上記、全般の指摘事項を参照

○ 営 業 課

全体意見④⑤を参照

○ 下 水 道 課

ア 全体意見②④⑤を参照

イ 旧勝連町で平成15年度に締結された土地賃貸借契約〔津堅地区汚水処理場敷地内2件〕において、賃貸借期間を30年間とする契約が締結されているが、長期継続契約、又は債務負担行為による予算措置を行っていなかった。地方自治法等関係法令に基づき、適正な事務執行に努めていただきたい。

ウ 饒辺第3ポンプ所水位計購入において、公営企業施行令第21条の13第1項第1号を優先適用とするところ、同項第2号に基づき随意契約されていた。随意契約ガイドラインを確認のうえ、適正な事務執行に努めていただきたい。

【消防本部】

○ 消防政策課〔予防課・警防課〕

ア 寝具類賃貸借契約において、長期継続契約で前年度中から契約に係る事務手続き（予定価格調書作成まで）を行っているが、年度明けの令和6年4月3日に入札の執行及び契約が締結されていた。 **※全体意見①に関連**

イ 消防長の出張について、旅行命令簿は「うるま市事務決裁規程」に基づき副市長決裁としているが、復命書は「うるま市消防事務決裁規程」に消防長の復命に関する規定が無いとして作成されていなかった。うるま市事務決裁規程において出張命令と復命は、同列に規定されており、改めて事務決裁に関する規程を確認し、適正な事務執行に努めていただきたい。 **※全体意見③に関連**

【社会教育部】

○ 文化財課

ア 全体意見④を参照

イ うるま市文化財収蔵土地賃貸借契約において、長期継続契約となっているが、契約書中において、「特約事項」が記載されていなかった。

ウ 勝連文化財資料室及び与那城歴史民俗資料館機械警備業務契約の指名競争入札において、予定価格設定に際し、予算内に収まるよう徴取した参考見積の最安値を参考としたことで、結果的に入札不調となっており、発注者及び受注者にとって過度な事務負担が生じている。

競争入札を予定している場合は、適正な予定価格設定ができるよう予算を確保し、適切な事務執行に努めていただきたい。

エ うるま市伝統芸能・民俗芸能伝承活動事業補助金要綱において、補助率・補助の限度額等が定められていなかった。補助金交付に係る適切な事務が執行できるよう「うるま市補助金制度に関する指針」に基づき、補助金交付要綱で補助率・補助の限度額等の数値基準を明確に規定する等、当該要綱の見直しを検討していただきたい。

○ 図書館

ア 電子図書館システム業務委託契約、電子雑誌閲覧サービス利用許諾契約において、長期継続契約として、4月1日で契約締結されていた。 **※全体意見①に関連**

○ 生涯学習文化振興センター

ア 全体意見③⑥を参照

イ 令和6年4月1日契約の第47回沖展選抜展作品運搬業務委託について、債務負担行為の設定がされないまま、令和6年3月22日に予定価格が設定されていた。

※全体意見①に関連

ウ うるま市少年少女合唱団補助金及びうるま市ジュニアオーケストラ補助金は、個別の要綱が作成されておらず、「うるま市補助金等交付規則」を根拠として、交付されていた。「うるま市補助金制度に関する指針」では、補助金交付事業毎に要綱等を整備することとされており、当該指針に基づいた要綱を作成し、適切な事務執行に努めていただきたい。

エ 令和 6 年度うるま市ふれあい事業について、うるま市準公金取扱規程に定められている準公金会計事務届出と準公金管理状況報告書が提出されていなかった。準公金の会計事務の適正化及び事故防止を図る観点から、取扱規程に基づいた適正な事務処理を行っていただきたい。

【学校教育部】

学校生活応援課

ア 全体意見②④⑤⑥を参照

イ 与那城地区公民館施設の使用禁止及び公民館閉鎖の決定に伴い、2階にあった具志川・与勝地区相談室及び適応指導教室がいちゅい具志川じんぶん館（以下、「じんぶん館」という。）に移転となった。じんぶん館条例第 13 条で、「施設及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。」となっているが、指定管理者と教育委員会との間で、利用許可ではなく、入居に関する協定書が締結されていた。施設所管課及び指定管理者にも確認し、条例に基づいた適正な事務の執行に努めていただきたい。

【その他】

会計課

ア 全体意見②④を参照

イ 公金窓口収納事務取扱料金に関する契約において、令和 6 年度分の契約が締結されず、無契約の状況での支払いがあった。契約担当部署を含む各関係課と協議し、再発防止に努めていただきたい。（財務政策課への指摘と関連）